

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋地下1階において現場を移動中の協力企業作業員が、仮置きしてあった点検中の電動機の部品につまずいて転倒し、右足および左肩を負傷したため、救急車にて病院へ搬送した。診察の結果、「右太もも挫傷、左肩骨折」と診断された。本事例について所内および協力企業に周知し、注意喚起する。	A s	10月23日公表済 (PDF66KB)
2	3号機	タービン建屋換気系排気筒モニタに関する警報が中央操作室に発生し、運転員が現場を確認したところ、当該モニタのサンプリングポンプ（A）が停止していることを確認した。当該ポンプの状態を確認したところ、特に異常が見られなかったため、当該ポンプを再度起動し、サンプリングを再開した。当該ポンプが停止していた18分間は、他の放射線モニタ等の指示値に異常がなかったことから、放射性物質の放出はなかったものと評価	A	10月24日公表済 (PDF110KB)

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置（A・B・C・D）と循環水ポンプ（A・B）のインターロック試験において、対象設備の間違えが認められたため、当該箇所を訂正及び対応検討	C	
2	2号機	原子炉格納容器温度記録計の指示不良（打点5オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	3号機	高圧復水ポンプ（B）入口配管水素注入弁点検において、弁グランドシール（ペローズ）の破断とハンドルの座金外れが認められたため、当該部を修理	C	
4	3号機	第4給水加熱器（B）ドレン水位調整弁点検において、弁体及びシート部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）入口弁点検において、弁グランドリークオフ配管ユニオン接続部のねじにカジリが認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	湿分離器（No. 3）本体内容接部目視点検において、不良箇所（アンダーカット）が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	所内変圧器（A・B）及び起動用変圧器（A・B）相非分離母線用接地線（4箇所）にホツレが認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	所内変圧器（A・B）及び起動用変圧器（A・B）変圧器制御盤（中性点接地抵抗盤4台）の基礎表面モルタル部にひび割れが認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）入口弁点検において、弁体「全閉位置」位置決め用固定ねじに摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
10	3号機	ほう酸水注入系ポンプ入口配管純水入口弁他2台の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	C	12月6日再審議にてグレード変更 D → C

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	タービン建屋弁グランドリークオフ排風機用電動機点検において、反負荷側ブラケットハウジング内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	タービン建屋地下1階復水脱塩装置サンプリング容器洗浄水（純水）元弁点検において、養生していたビニール袋より漏水が認められたため、清掃及び対応検討	C	
13	3号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器流量調整弁（A）点検において、弁本体及び出口側配管ライニング部に剥離並びに母材の減肉が認められたため、当該部を修理	C	12月21日再審議にてグレード変更 D → C
14	3号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器（A）海水出入口差圧計入口弁点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	C	12月14日再審議にてグレード変更 D → C
15	3号機	タービン建屋補機冷却系海水隔離弁点検において、弁ライニング部の損傷が認められたため、当該部を修理	D	
16	3号機	高圧復水ポンプ入口配管水素注入弁点検において、ハンドル座金に摩耗が認められたため、当該座金を交換	D	
17	3号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器（A）入口弁の浸透探傷検査において、弁体シート面にひびが認められたため、当該弁体を修理	D	
18	3号機	補機海水冷却系硫酸第一鉄液注入ポンプ出口逆止弁点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	取水設備電源室空調機室外機点検において、冷暖房切替用四方電磁弁に異音の発生が認められたため、当該部を修理	D	
20	5号機	計算機室空調機室外機点検において、冷媒配管の乾燥器に詰まりが認められたため、当該乾燥器を交換	D	
21	6号機	排ガス予冷器冷却器（A）及び排ガス乾燥器冷凍機（C）点検前冷媒漏えい確認において、基準値外れが認められたため、当該機器を修理	D	
22	6号機	主発電機固定子冷却水導電率記録計点検において、記録用ペンの作動応答時間の不良が認められたため、当該計器を修理	D	
23	6号機	可燃性ガス濃度制御系後置冷却器出口ガス流量計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
24	6号機	原子炉再循環MGセット潤滑油ポンプ（A-3）の浸透探傷検査において、ロータ端部に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
25	6号機	原子炉建屋補機冷却海水系海水出口配管点検において、配管フランジ面にライニング剥がれが認められたため、当該部を修理	D	
26	集中環境施設	補助ボイラ（A）煤煙測定用座パッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	D	
27	集中環境施設	機器ドレン処理設備機器ドレン脱塩器出入口導電率記録計の記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
28	その他	海生物処理設備汚泥返送ポンプ（B）に汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
29	その他	水処理設備排水処理装置加圧水ポンプ（C）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで